

「機能補完」について

平成27年6月26日
公共施設再配置推進課

1 機能の再認識と機能補完

専門の施設がなくなるという前提で…

- ① それぞれが担っていた機能はなにか
- ② 残すべき機能はなにか（地域性なども考慮）
- ③ どこで、だれが、どのように、機能を確保していくか

2 機能補完に対する意見等

【市自】沼代児童館とすずはり荘について、施設の所管課は、地域がどのような機能を担うことを想定しているのか。

【こ育】児童館は、児童福祉法に規定する児童厚生施設であり、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的として市内18箇所に設置している。今後、機能を集約する方向であるが、短期間に行えるものではないため、児童館機能を継続する必要がある地域については、児童館厚生員を配置できるよう、ルールの方策をお願いしたい。また、試行期間を設定する場合は、厚生員の異動時期である年度末まで、を原則としたい。

【生学】児童館機能について、現在公民館で行っている子ども向け事業を拡大等、公民館が自主事業として子ども向けの事業を実施することは、ギリギリの人的配置であり、専門的なノウハウ等もないことから困難であると考える。

⇒ 児童館の機能補完としての事業の実施については、こども育成を所管する部署で企画・開催し、実施することとされたい。

【生学】児童館は居場所のない子どもたちが、安心して利用することができる「居場所」としての機能を持っていることから、その補完機能についても開放型自治会館に「子どもの居場所」の設置を必須としていただき、児童館の機能補完に漏れ（子どもの居場所がなくなる）が無いように明確すること。

【高介】老人いこいの家の設置目的は「高齢者にいこいの場を提供することにより、教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てるもの」となっている。

高齢者団体への貸し出しや、ミニデイサービスを継続してもらうことにより機能維持を図るため、市と受け入れ団体の連携が必要。

⇒ 機能補完についての協定や、検証が必要か検討する必要がある。

【生学】児童館にしても老人いこいの家にしても、地域に譲渡されるというのであれば、高齢社会への対応や子育て支援を進めていくこと踏まえれば、それぞれの機能をしっかりと残すべきではないか。

⇒ 開放型の必須機能に、児童館・老人いこいの家なども入れるべきと考えます。

さらに言えば、すでにある各町内会の自治会館でもその機能を持つべきだと思います（今ある自治会館及び今後建て替えを行う自治開館全てに）。